



# 「金融・資産運用特区」提案書 【特区ワーキンググループ】

令和6年3月7日

大阪府 ・ 大阪市

# 目次

---

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) コンセプト	
	(2) 大阪が有する産業のポテンシャル	
	(3) 産業を支える大阪の基盤	
2.	『未来社会の実現に向けたチャレンジ特区』提案内容・・・	2
	(1) めざすべき姿	
	(2) 国に求める提案内容（ビジネス・生活環境・成長産業）	
3.	国に求める提案内容（ビジネス・生活環境・成長産業）	
	具体的な内容①・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（◇ビザに関する規制緩和 ◇商業登記の非公開化）	
	具体的な内容②・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（◇大学に関する規制緩和）	
	具体的な内容③・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（◇水素の利活用に関する保安規制等の合理化）	

# 1. はじめに

## (1) コンセプト

### 『未来社会の実現に向けたチャレンジ特区』

- ・2025年大阪・関西万博が開催され、世界から注目するビッグイベントを一過性のものですることなく、大阪・関西が強みを有するライフサイエンス、カーボンニュートラル、スタートアップなどの重点分野を軸に、新たなイノベーションが次々と生み出される「未来社会」を実現していくこそが、万博レガシーであり、世界の課題解決に繋がっていくものである。
- ・そのためには、企業や大学・研究機関が果敢にチャレンジしていけるよう、「経済の血液」とも言われる金融の機能強化を図り、大阪・関西の実体経済に血液を循環させていく必要がある。
- ・この実現に不可欠な仕組みとなるのが、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展をめざし規制改革等を行う「金融・資産運用特区」である。大阪府・市では、本特区制度を活かして、グローバルスタンダード（国際的に共通する考え方やルール）に合わせた規制改革等を実現し、海外から投資資金を取り込むとともに、国内外の資産運用業者やフィンテック企業等を次々と呼び込んでいくことで、世界と伍する国際金融都市OSAKAを創造していく。
- ・これにより、金融を軸として大阪・関西の企業の成長段階に応じた資金が供給されるとともに、企業の新規事業展開やDX等による事業高度化が誘発される環境づくりを進めることを通じて、地域経済の持続的成長や府民生活の向上に繋げるとともに、日本・世界の課題解決に貢献する。

## (2) 大阪産業が持つポテンシャル

### 大阪が強みを有する産業

[ライフサイエンス分野] [カーボンニュートラル分野]  
 未来医療国際拠点「Nakanoshima Cross」(R6春頃オープン) 万博会場での食品廃棄物（生ごみ）と空気中CO2を活用したメタネーション実証



[スタートアップ・エコシステムが既に存在]



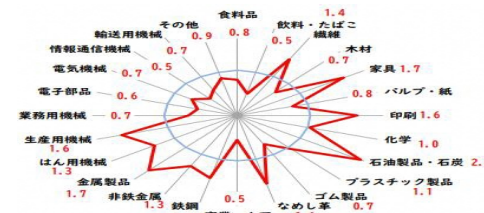
京阪神で「スタートアップエコシステムグローバル拠点都市」に内閣府が選定（事務局：大阪産業局）



大学発スタートアップ・エコシステムの形成等を推進する経済産業省プログラムに選定

### 「ものづくりの街」大阪

◇バランスの良い産業立地  
 [製造品出荷額等の特化係数【2020】]



### 優れた大学・研究機関の立地

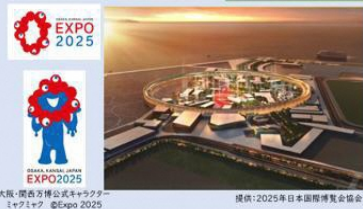
大阪大学 大阪公立大学



「世界大学ランキング2024」に、京阪神からは、京都大学（55位）、大阪大学（175位）をはじめ18大学がランクイン

## (3) 産業を支える大阪の基盤

【2025大阪関西万博】 開催期間：2025年4月～10月 開催場所：夢洲



【大阪公立大学森之宮キャンパス】



【統合型リゾート(IR)】



【うめきた2期】



開業時期  
2030年  
秋頃予定  
(夢洲)

2024年9月  
先行まちびらき  
2025年春頃  
全面開業

## 2. 『未来社会の実現に向けたチャレンジ特区』提案内容

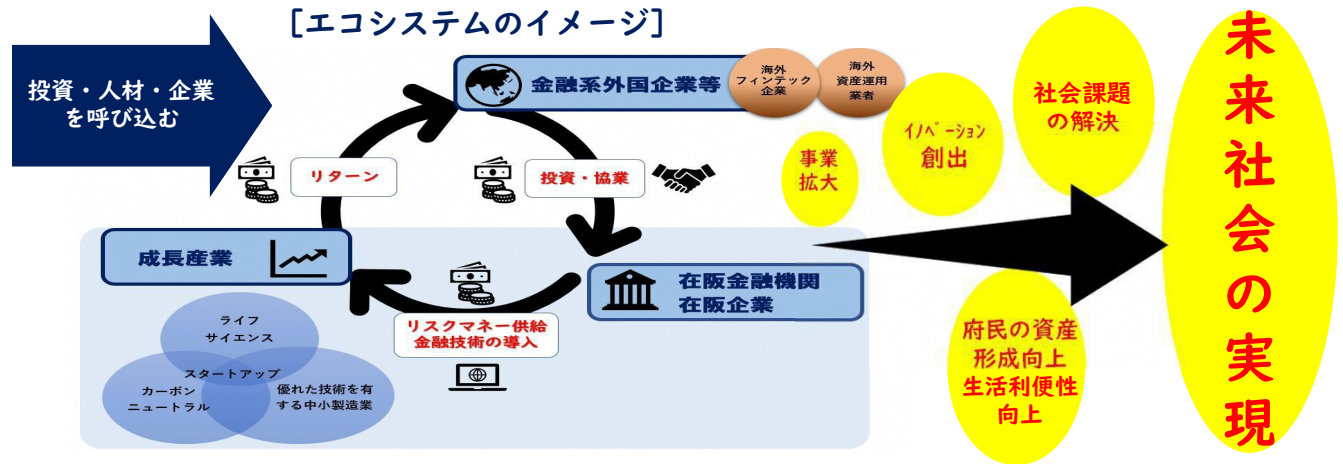
### (1) めざすべき姿

◇ 世界から大阪に投資・企業・人材を呼び込み、スムーズに事業活動を行っていただけるよう、参入障壁となっているものについては、グローバルスタンダードに合わせた規制改革等を実現することにより、大阪が強みを有する成長産業等におけるチャレンジを支えるためのリスクマネー供給や金融技術の導入等を促進することで、投資が投資を呼ぶなどの金融を軸にしたエコシステムを構築する。

#### <グローバルスタンダードの考え方>

- I. 海外から入りやすくする
- II. ビジネスと生活をはじめやすくする
- III. ビジネスを展開しやすくする
- IV. 在阪企業の活動を活性化させる  
府民の資産形成を向上させる

#### [エコシステムのイメージ]



### (2) 国に求める提案内容（ビジネス・生活環境、成長産業）

#### <考え方>

- I. 海外から入りやすくする
- II. ビジネスと生活をはじめやすくする
- III. ビジネスを展開しやすくする
- IV. 在阪企業の活動を活性化させる  
府民の資産形成を向上させる

#### <規制緩和>

- ◆ビザに関する規制緩和（投資家ビザ、「高度専門職」ポイント特例、「特定活動（33号）」の要件緩和）
- ◆商業登記の非開示化
- ※ 金融規制を中心に提案
- ◆大学に関する規制緩和（国立大学教員の兼業要件、公立大学の出資範囲の拡大）
- ◆水素の利活用に関する保安規制等の合理化

グローバルスタンダードに合わせた提案



### 3. 国に求める規制緩和（ビジネス・生活環境）の具体的な内容

#### ◆ ビザに関する規制緩和

##### 【背景】

海外でのプロモーション活動において、資産運用業などの外国企業から日本は永住権等のビザに関する規制が厳しいため、進出に向けた検討の俎上にも上がらないなどの厳しい声があった。

##### ◇投資家ビザの創設（在阪企業へのリスクマネーの供給）

投資に対する在留資格が設けられていない

###### <諸外国の状況>

永住権付与の条件として、

- ・アメリカ：80万ドル(1.2億円)を直接投資、2年以内に直接的に10名雇用創出 など
- ・シンガポール：1,000万ドル(10億円)を同国の新規・既存事業に投資 など

▶▶▶ 諸外国の制度設計に準じた投資家ビザの創設が必要

##### ◇「高度専門職」ポイント特例（金融技術の導入促進）

諸外国でも呼び込みたい人材に対してはポイント加算

###### <諸外国の状況>

- ・シンガポール：EP申請には、金融(1種類)やIT系(13種類)の人材不足リストに該当すれば20点加算。EPは計40点で取得可能(うち、半分が加算ポイントが占める割合)

▶▶▶ フィンテック業務に従事する者に対し「高度専門職」ポイント加算が必要

※出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令

##### ◇「特定活動（33号）」の要件緩和（海外企業に所属する配偶者のリモートワーク就労の緩和）

投資家等に帯同する配偶者はリモートであっても日本での就労契約がない限り仕事ができない。

<諸外国の状況>条件：リモートが可能なビザ発行国  
ドイツ、スペイン、ポルトガル など



海外企業におけるリモートワークであっても国内企業との就労契約に準じることが必要

※在留資格「特定活動」告示33号

#### ◆ 商業登記の非開示化

【背景】資金調達等によって一般社団法人等を立ち上げた場合、株式会社と異なり、本人の意思とは関係なく代表者等の情報が開示されることになっているため、情報開示されることを理由に同法人の立ち上げを躊躇うケースが存在。

商業登記において、代表者の氏名や住所が誰でも閲覧できる制度は非開示化が進んでいるものの株式会社以外は適用されない。

※商業登記規則第三十一条の三(株式会社の代表取締役等の商業登記事項証明書等の一部非開示)については、一般社団法人等は適用外



株式会社のみならず、一般社団法人などにおける代表者の住所等も非開示を可能とすることが必要

### 3. 国に求める規制緩和（成長産業）の具体的な内容

#### ◆ 大学に関する規制緩和

【背景】国公立大学において、大学発ベンチャー等への大学教員の兼業や出資の範囲に課題が存在。

#### ◇ 国立大学職員の兼業要件の緩和（自身の所属大学が創出する研究成果事案に対する兼業の可能化）

多くの大学において、国立大学法人法施行前の人事院規則にならない、研究成果活用兼業の許可基準として、自ら創出した研究成果を活用した事案のみに限定  
 ※大学に権限が委譲されているが、実質的には変わっていない。



国立大学自らが国立大学法人法施行前の人事院規則にならない、研究成果活用兼業の許可基準として設けている「自ら創出した研究成果」等の要件を撤廃し、国立大学法人法の創設趣旨に則り、各大学の教員活動の自由度を高められるような制度設計がなされるよう、働きかけを行うことが必要

#### ◇ 公立大学法人の出資範囲の拡大（大学発ベンチャー等への出資の可能化）

国立大学法人と比較すると、公立大学法人が出資できる範囲は、制約がある。



出資範囲を国立大学に合わせるよう拡大が必要。

＜国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の違い＞

	特定大学 技術移転事業者 (技術移転機関※1)	成果活用促進事業者 (共同研究開発等の研究・企画 あっせん事業者※2)	特定研究成果活用 支援事業者 (大学発ベンチャーを支援するベ ンチャーキャピタル・ファンド)	研究成果活用事業者 (コンサル、研修、講習等 を行う事業者)	指定国立大学※3 研究成果活用事業者 (大学発ベンチャー)	教育研究施設の管理・ 利用促進事業者
国立大学法人 (根拠法) (国立大学法人法)	出資可能 法第22条第8号	出資可能 法第22条第8号	出資可能 法第22条第9号	出資可能 法第22条第7号	出資可能 法第三十四条の五	出資可能 法第22条第6号
公立大学法人 (根拠法) (地方独立行政法人法)	出資可能 法第21条第2号	出資可能 法第21条第2号	<b>出資不可</b>	<b>出資不可</b>	<b>出資不可</b>	<b>出資不可</b>

※1 技術移転機関 (TLO: Technology Licensing Organization)

大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人。大学発の新規産業を生み出し、それにより得られた収益の一部を研究者に戻すことにより研究資金を生み出し、大学の研究の更なる活性化をもたらすという「知的創造サイクル」の原動力として産学連携の中核をなす組織。

※2 民間事業者との共同・委託研究の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究を行う事業者 (例: 大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所) ・ 大学が民間事業者との共同・委託研究の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を企画・あっせんする事業者 (例: 大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするオープンイノベーション機構)

※3 指定国立大学法人: 東北大学、東京大学、京都大学、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学、一橋大学、筑波大学、東京医科歯科大学、九州大学

### 3. 国に求める規制緩和（成長産業）の具体的な内容

#### ◆ 水素の利活用に関する保安規制等の合理化（水素関連の規制の合理化）

##### 【背景】

保安規制等による整備コストの増加や設置場所の制約等が、新たな事業創出や大規模サプライチェーンの構築、普及拡大等の阻害要因になっている一方で、これらの規制等は、必ずしも大規模な水素利活用を前提としたものではない。



安全の確保を前提としつつ、水素の特性を踏まえた取り扱いなど、規制の合理化が必要

##### 【国に求める規制緩和】

###### ◇水素関連設備に関する規制の合理化

高圧ガス保安法一般則第6条第1項32号、同条11号  
高圧ガス保安法一般則第6条第1項11号、12号、14号

- ・ 液化水素貯蔵設備に対する散水設備の設置義務を撤廃、気体での耐圧試験実施を可能とすること。
- ・ 一時的な使用となる試験設備に対する保安規制の簡易化。

###### ◇水素ステーションの整備・運用に係る規制の合理化

一般高圧ガス保安規則第7条の3  
一般高圧ガス保安規則第6条第1項  
高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程  
（遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針）  
一般高圧ガス保安規則第7条の4第3項第2号  
（遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準）  
高圧ガス保安法第14条

- ・ 道路用地への水素ステーション建設手続き規定の整備。
- ・ 設備関係：設計圧力と整合した上限圧力、容器温度規制の合理化、障壁構造の合理化。
- ・ 運用関係：駆けつけ員の到着時間に係る制限、点検時の目視点検回数、修理部品を戻す場合の手続きの見直し。

###### ◇水素等の大量貯蔵・輸送に係る規制の合理化

危険物の規制に関する政令等

- ・ 屋外貯蔵タンク（メチルシクロヘキサン（MCH）、トルエン）について、タンク間距離規制や敷地境界規制の見直し等。